

大阪府後期高齢者医療広域連合資金管理運用方針

大阪府高齢者医療広域連合会計管理者の保管する現金について、適正かつ効率的な資金管理を行うことを目的として、管理の原則及び資金運用の方針等を定める。

1 資金管理の原則

資金管理にあたっては、優先度の高い順に安全性、流動性、収益性を確保することを原則とする。

(1) 安全性の確保

元本確保を最重視し、安全な金融商品により保管及び運用を行う。預入先とする金融機関等については、信用格付又は自己資本比率等により健全性の判断を行う。

(2) 流動性の確保

支払等に支障をきたさないよう、必要となる資金を確保するとともに、想定外の支出に備え、資金の流動性を常に確保する。

(3) 収益性の確保

安全性及び流動性を十分確保した上で、運用収益の確保に努める。

2 資金の保管

(1) 歳計現金

歳計現金については、原則として指定金融機関等へ決済用預金又は普通預金で保管する。

資金に余裕が生じたときは、支払準備に支障のない範囲で適時、指定金融機関等が扱う定期預金、通知預金、譲渡性預金等の金融商品預入又は短期の国債購入により運用を行う。

運用に際しては、引合方式又は相対方式のうち資金状況や金利動向等を勘案してより効率的な方式を選択し、解約時に元本割れや違約金等が生じない商品を対象とする。

(2) 歳入歳出外現金

歳入歳出外現金については、指定金融機関等の普通預金又は定期預金で保管する。

(3) 基金に属する現金

基金設置の趣旨及び基金そのものの運用に支障のない範囲で効率的な運用を図る。
なお、具体的な運用手法及び金融商品は歳計現金と同様とする。

3 資金管理運用会議

資金の運用方法、期間、金額、預入先等は、会計管理者、総務企画課長、経理企画担当課長補佐、経理企画係長、財政資金運用担当者5名で構成する会議により決定する。

4 運用期間及び上限額

運用期間については、原則として概ね3か月以内とする。ただし、会計管理者が認める場合は最長12か月以内で運用することも可能とする。

信用リスクへの対応として、運用時の期間及び上限額について別表のとおり定める。

5 運用先の決定

引合方式により運用を行うときは、利率及び手数料等により算出した実質収益額が最大となる者を最優先とする。ただし、前項に規定する上限額を超えた場合は、次点の者を運用先とする。

なお、運用先の選定において、実質収益額が同額の者が複数あるときは、資金管理運用会議構成員以外の広域連合職員を金融機関等の代理人として、くじ引きにより運用先を決定する。

6 緊急対応

会計管理者は、指定金融機関等に破綻又はその危惧が生じた場合は、預金の解約又は決済用預金への切り替え等により速やかに対応を行うものとする。

附 則

この方針は、平成27年12月1日から施行する。

附 則

この方針は、平成28年7月11日から施行する。

附 則

この方針は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

この方針は、平成30年9月19日から施行する。

附 則

この方針は、平成31年4月1日から施行する。